

(答 申)

平成 1 2 年 1 2 月 1 5 日付け諮問第 5 7 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 . 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）が指定電気通信設備に関する接続約款を変更することについて、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる。

PHS 基地局回線機能の接続料における回線データベースの管理や料金請求・回収等費用の扱いをMDF接続の接続料の扱いと同様とすること

2 . なお、総務省においては、今後、次の措置が講じられるよう配慮することを要望する。

NTT東日本・西日本の接続料引下げの効果が、接続事業者の利用者料金引下げなどの形で利用者に還元されることが望ましいことから、接続事業者による還元状況をフォローすると共に、その実現促進に努めること

3 . おって、本件に関して提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添（略）のとおりである。